

一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射能測定結果について (令和4年度)

ごみ焼却処理施設で発生する主灰及び飛灰について、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定を行いました。

■主灰及び飛灰の測定結果

- ・採取場所：茅ヶ崎市環境事業センターごみ焼却処理施設(茅ヶ崎市萩園836番地)
- ・測定機関：東京テクニカル・サービス(株)

(単位：Bq/kg)

採取日	主灰(焼却灰) (注1)			飛灰(固化灰) (注2)		
	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
令和4年7月7日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	24
セシウム合計	\	不検出(注3)		\	24(注3)	
令和4年9月30日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	23
セシウム合計	\	不検出(注3)		\	23	
令和4年11月30日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	33
セシウム合計	\	不検出(注3)		\	33	
令和5年2月28日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
セシウム合計	\	不検出(注3)		\	不検出(注3)	

(注1)主灰(焼却灰)とは、ごみを燃やした際の燃え殻のことで、焼却炉から排出される灰
(注2)飛灰(固化灰)とは、排ガス中の灰をろ過式集じん器で捕集したばいじんをキレート剤で固めた灰

(注3)放射性物質を含む焼却灰等の取扱いについては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課ほか平成23年6月28日事務連絡「一般廃棄物焼却処理施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」により、セシウムの合計値が8,000Bq/kg以下の主灰又は飛灰は管理型最終処分場に埋立処分できる濃度である。